

福島市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

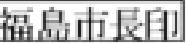
福島市長 馬 場 雄 基

福島市規則第 58 号

福島市公印規則の一部を改正する規則

福島市公印規則（昭和41年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表職印の部中

福島市長印	古印体		縦4 横10	住民基本台帳カード 在留カード 特別永住者証明書	市民課長 各支所長 茂庭出張所長
				個人番号カード（電子印用兼用）	市民課長 スマート窓口推進課長 各支所長 茂庭出張所長

を

福島市長印	古印体		縦4 横10	在留カード 特別永住者証明書	市民課長 各支所長 茂庭出張所長
				個人番号カード（電子印用兼用）	市民課長 スマート窓口推進課長 各支所長 茂庭出張所長

に改め、

同部福島市福祉事務所長之印の項中「幼保企画課長」を削り、同部福島市長之印（こども未来部）の項の次に次のように加える。

福島市長之印 (納税課用)	古印体		方 20	市税等、後期高齢者医療保険料 及び介護保険料の滞納処分に関する文書	納税課長
------------------	-----	--	------	--------------------------------------	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。